

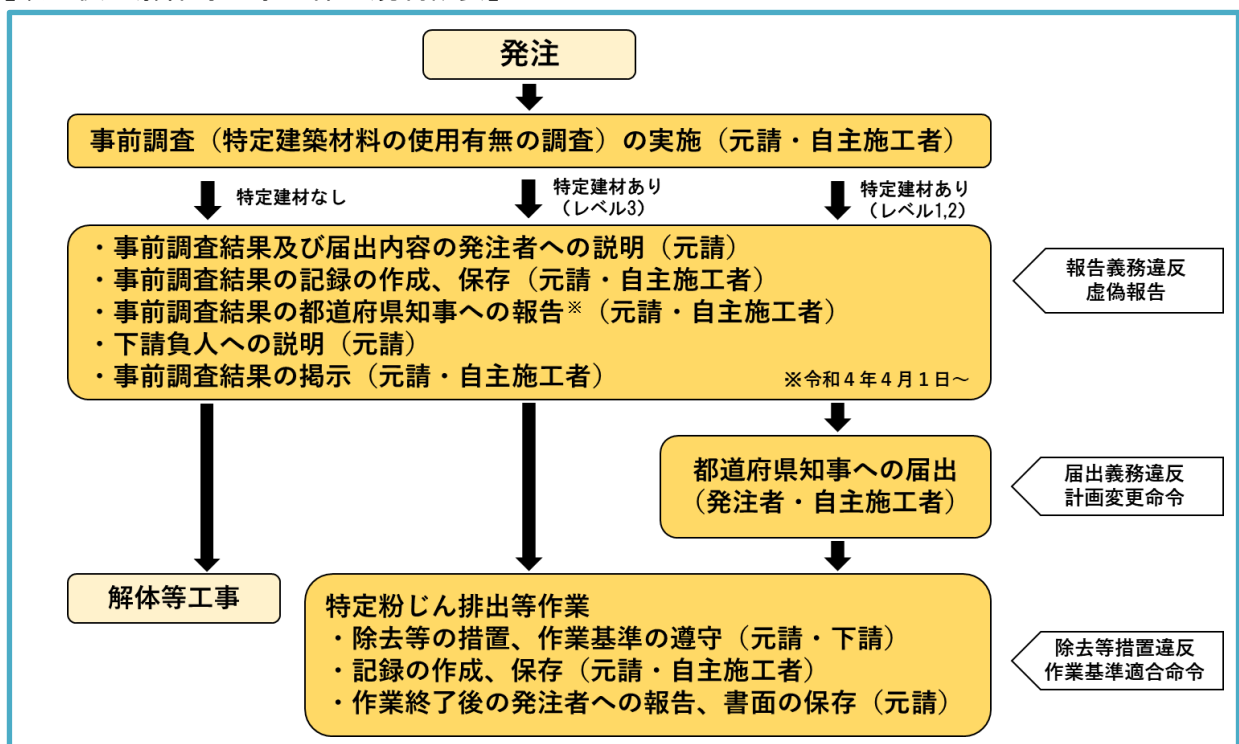
大気汚染防止法の改正概要について

～ 4月1日から解体等工事の石綿(アスベスト)飛散防止対策が強化されます ～

建築物・工作物の解体等工事における石綿飛散防止対策の更なる強化を図り、大気汚染防止法の一部を改正する法律が、令和2年6月5日に公布されました。また同法施行令が令和2年10月7日に、同法施行規則が令和2年10月15日に公布されました。改正法は令和3年4月1日から順次施行されます。

主な改正点	施行日	ページ
I 規制対象の拡大	令和3年4月1日	2
II 事前調査の信頼性の確保	令和3年4月1日	2-3
1 事前調査の方法の法定化	令和3年4月1日	2
2 一定の知見を有する者による事前調査の実施	令和5年10月1日	2
3 事前調査結果の記録の作成、保存	令和3年4月1日	2
4 事前調査結果の現場への掲示、備え置き	令和3年4月1日	3
5 事前調査結果の都道府県知事への報告	令和4年4月1日	3
III 石綿含有建材の除去等の措置・作業基準の遵守	令和3年4月1日	3
IV 作業が適切に行われたことの確認	令和3年4月1日	4
1 除去作業終了後の確認	令和3年4月1日	4
2 作業結果の発注者への書面での報告、保存	令和3年4月1日	4
V 直接罰の適用	令和3年4月1日	4
VI 報告徴収及び立入検査対象の拡大	令和3年4月1日	4

【改正後の解体等工事に係る規制概要】



I 規制対象の拡大(新法第 18 条の 14、新令第 3 条の 3 関係)

法の規制対象となる特定建築材料に石綿含有成形板等、石綿含有仕上塗材（いわゆるレベル 3 建材）が追加されます。

【特定建築材料】

建材の種類	レベルの分類	該当する建材の例
吹付け石綿	レベル 1	吹付け石綿、石綿含有吹付け材、石綿含有吹付けロックウール
石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材	レベル 2	保温材（配管エルボ、ボイラー等）、耐火被覆材、屋根折版用断熱材 など
石綿含有成形板等 石綿含有仕上塗材	レベル 3	スレートボード、けい酸カルシウム板第一種、ビニル床タイル、スレート波板 など

II 事前調査の信頼性の確保

1 事前調査方法の法定化（新法第 18 条の 15 関係）

解体工事等の元請業者は、当該解体工事が特定工事に該当するか否かについて、環境省令で定める方法により調査を行う必要があります。

＜環境省令で定める方法＞

- ① 設計図書その他の書面による調査及び特定建築材料の有無の目視による調査を行うこと。
* 平成 18 年 9 月 1 日以後に設置の工事に着手した建築物等の解体等工事であることが、設計図書等の書面により明らかである場合は、目視による調査は不要。
- ② ①の調査により特定工事に該当するか否か明らかにならなかった場合、分析による調査を行うこと。ただし当該解体等工事が特定工事に該当するものとみなして措置を講ずる場合はこの限りではない。

2 一定の知見を有する者による事前調査の実施（令和 2 年環境省告示第 76 号）

（令和 5 年 10 月 1 日施行）

設計図書その他の書面による調査及び特定建築材料の有無の目視による調査については、適切な知識を有する者として環境大臣が定める者が行う必要があります。

＜環境大臣が定める者＞ ※建築物の事前調査にのみ適用

- 建築物石綿含有建材調査者講習を修了した者
* 一戸建て等石綿含有建材調査者は、一戸建て住宅等に限る
- 義務付け適用前に一般社団法人日本アスベスト調査診断協会に登録された者

3 事前調査結果の記録の作成、保存（新法第 18 条の 15 第 3 項及び第 4 項関係）

解体等工事の元請業者は、事前調査に関する記録を作成し、当該記録及び発注者に説明する際の書面の写しを保存する必要があります。また解体等工事の自主施工者は、事前調査を行うとともに、当該調査に関する記録を作成し、これを保存する必要があります。

- 事前調査の記録（元請業者名称、調査終了年月日、調査方法、調査結果など）：3 年間保存
- 発注者への説明の書面の写し：3 年間保存 ※記録の保存は電子でも可能

4 事前調査結果等の掲示、現場への備え置き（新法第 18 条の 15 第 5 項関係）

解体等工事の元請業者又は自主施工者は、解体等工事を施工するときは、当該解体等工事の現場に、事前調査に関する記録の写しを備え置き、かつ事前調査の結果その他環境省令で定める事項を公衆に見やすいように掲示する必要があります。

- 事前調査結果等の掲示：A3 用紙以上の大きさ（長さ 42.0cm、幅 29.7cm 以上/縦長・横長問わず）
- 作業方法等の掲示：A3 用紙以上の大きさ
- 現場への備え置き：記録書類の携帯、電子データを入れたタブレットの携帯等（車内保管可）

5 事前調査結果の都道府県知事への報告（新法第 18 条の 15 第 6 項関係）

（令和 4 年 4 月 1 日施行）

解体等工事の元請業者又は自主施工者は、調査を行ったときは、遅滞なく、当該調査の結果を都道府県知事に報告する必要があります。

- 報告の対象
 - ① 建築物を解体する作業を伴う建設工事であって、当該作業の対象となる床面積の合計が 80 平方メートル以上であるもの
 - ② 建築物を改造し、又は補修する作業を伴う建設工事であって、当該作業の請負代金の合計が 100 万円以上*であるもの ※消費税額を含む
 - ③ 工作物*を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事であって、当該作業の請負代金の合計が 100 万円以上であるもの ※環境大臣が定めるものに限る
- 報告の内容：事前調査の方法及び結果、建築物の構造、使用されている建築材料の種類など
- 報告の方法
事前調査結果の報告に係る電子システムを新たに整備し、原則として電子による報告とする。



Ⅲ 石綿含有建材の除去等の措置・作業基準の遵守

- これまでマニュアル等で示されていた、石綿含有成形板等又は石綿含有仕上塗材（いわゆるレベル 3 建材）について、作業基準が新設されます。（新規則第 16 条の 4 第 6 号）
- 特定紛じん排出等作業中の石綿漏えいの有無の確認頻度が増えます。（新規則別表第 7 1 の項）
 - 負圧の状況の確認：当該除去作業の開始前及び中断時*
※定期的に行われる数時間毎の休憩時や作業の中断時、当日の作業終了時など
 - 集じん・排気装置の正常な稼働の確認：隔離後初めて除去を行う日の除去作業開始後、及び除去の開始後に集じん・排気装置の場所を変更した場合、フィルタを交換した場合その他必要がある場合に随時
- 作業基準遵守義務の対象に下請負人が追加されます。（新法第 18 条の 20 関係）
それに伴い、下請契約時の工事費に関する配慮や作業方法の説明に関する規定が整備されます。（新法第 18 条の 16 第 2 項及び第 3 項関係）
* 下請負人への説明事項：作業の種類、実施期間、作業の方法、工程の概要など

IV 作業が適切に行われたことの確認

1 除去作業終了後の確認（新規則第 16 条の 4 第 5 号ほか）

- 知識を有する者^{*}に、作業完了の確認を目視により行わせることを義務付け
※事前調査を行わせるもの又は石綿作業主任者
- 隔離又は養生を解く前に、清掃の実施の義務付けを明確化
- 隔離を解く際に、一般大気中への飛散のおそれがないことの確認を義務付け

2 作業結果の発注者への書面での報告、保存（新法第 18 条の 23 第 1 項関係）

特定工事の元請業者は、当該特定工事における特定粉じん排出等作業が完了したときは、その結果を遅滞なく当該届出工事の発注者に書面で報告するとともに、当該特定粉じん排出等作業に関する記録を作成し、当該記録及び当該書面の写しを保存しなくてはなりません。

- 発注者への報告事項：作業完了年月日、作業実施状況概要、完了の確認を行った者の氏名等
- 写しの保存期間：特定工事が終了した日から 3 年間

IV 直接罰の適用（新法第 34 条第 3 号及び第 35 条第 4 号関係）

- 事前調査結果の報告義務違反：30 万円以下の罰金
- 除去等措置の義務違反：3 月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金

V 報告徴収及び立入検査対象の拡大（新法第 26 条第 1 項関係）

環境大臣又は都道府県知事による報告徴収の対象に下請負人が加わります。また新たに各種記録の保存を義務付けるにあたり、事業者の事務所等が立入検査対象に加わります。

☆法令省略 「法」大気汚染防止法、「令」大気汚染防止法施行令、
「規則」大気汚染防止法施行規則

☆この資料は、改正法等の内容をもとに一部省略して作成しております。詳細については、大気汚染防止法、同法施行令、同法施行規則、環境省マニュアル等をご参照下さい。

☆各種ホームページ

【石川県】石綿（アスベスト）対策について

<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kankyo/kankeihourei/ishiwata/ishiwata.html>

【環境省】改正大気汚染防止法について

http://www.env.go.jp/air/post_48.html

☆大気汚染防止法に基づく特定粉じん排出等作業届出に関する問合せ先

機 関 名	住 所	電話番号	届出受付
県環境政策課	〒920-8580 金沢市鞍月 1 丁目 1 番地	076-225-1463	—
南加賀保健福祉センター	〒923-8648 小松市園町又 48 番地	0761-22-0795	○
石川中央保健福祉センター	〒924-0864 白山市馬場 2 丁目 7 番地	076-275-2642	○
能登中部保健福祉センター	〒926-0021 七尾市本府中町ソ 27 番 9 号	0767-53-2482	○
能登北部保健福祉センター	〒928-0079 輪島市鳳至町畠田 102 番地 4	0768-22-2011	○
金沢市環境政策課	〒920-0999 金沢市柿木畠 1 番 1 号	076-220-2508	○